

対 象 者 各 位

地方職員共済組合大阪府支部長

事業所得等がある被扶養者の所得確認（セルフチェック）について（依頼）

地方職員共済組合の被扶養者として認定を受けている者のうち、事業所得等がある場合については、確定申告後に下記により認定要件を引き続き具備しているかを確認してください。確認の結果、要件を具備していない、あるいは具備していない可能性がある方は、所属所人事担当者に報告・相談をお願いします。なお、認定要件を具備されている方については、後日の検認時に詳細な確認（確定申告書の写しの提出等が必要）を行いますので、本セルフチェックでの書類の提出は不要です。

記

1. 確 認 方 法

- (1) 以下の URL（地共済 HP）から『被扶養者（事業所得等）セルフチェック票』をダウンロードの上、事業所得がある被扶養者の収入金額を記入・確認してください。

https://osaka.chikyosai.or.jp/kaiin/hifuyou_kaiin/index.html

ダウンロードしたセルフチェック票【別紙 1】の対応するシートを使用し、税務署へ提出した確定申告書類の写し等をもとに、シート中の「入力方法」に従い必要な事項を入力してください。

※共済被扶養者資格の認定基準で必要経費として認められない経費について、票中で対照しながら確認してください。

※認定要件である収入基準額を超過する場合、セルが赤色に塗りつぶされます。認定の取消が必要な可能性がありますので、所属所人事担当者までご連絡ください。

- (2) 参考（添付）資料 被扶養者認定に係る事業所得者の必要経費の範囲について

2. 要 件 確 認

- (1) 認定内容（職業等）に変更がある場合は、変更手続きが必要です。所属人事所担当者にお問い合わせください。

- (2) 確定申告により、令和 4 年中の事業所得等を含む総収入額が、認定要件である年間の収入限度額（130 万円*）以上となることが判明した場合には、被扶養者認定の取消が必要です。

地共済被扶養者認定については、確定申告の受付日で認定の取消手続きが必要となります。

*ただし、障害を支給事由とする年金受給者又は 60 歳以上の公的年金受給者にあつては、収入限度額が 180 万円となります。

注：令和 3 年 1 月 26 日付地共大第 297 号の通知のとおり、事業の必要経費の判断基準が改正され、令和 3 年 1 月 1 日以後の事業所得から適用されています。令和 4 年度の事業所得等調査については、改正後の必要経費の判断基準に基づき、被扶養者の認定要件を具備しているか否かを確認することとなりますのでご注意ください。

- (3) 事業所得等を含む総収入額が、年間の収入限度額を超過する見込みとなったときは、取消手続きが必要であるため、速やかに申告してください。上記（2）の必要経費の判断基準の変更に伴い、総収入が年間の収入限度額を超過する見込みとなった場合も申告してください。

- (4) 後日実施する被扶養者資格確認調査〔検認〕時に、本セルフチェックの根拠書類となる確定申告書の写し等及び令和 5 年度所得証明書のご提出をお願いします。